

香川県立学校教育職員の在校等時間の上限等に関する方針

香川県教育委員会

第1 趣旨

近年、我が国の教育職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっている。

公立学校の教育職員については、正規の勤務時間外に行われるいわゆる超勤4項目以外の業務については、時間外勤務を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

文部科学省は、このような状況を踏まえ、令和元年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）を改正し、改正後の給特法第7条第1項の規定に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年1月17日文部科学省告示）」（以下「文科指針」という。）を策定し、サービスを監督する教育委員会に対して文科指針を参考に所管内の公立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を策定等するよう求めるとともに、都道府県教育委員会に対してサービスを監督する教育委員会が定める上限方針の実行性を高めるための条例等の整備等の措置を求めている。

本県では、本年3月、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号。以下「給特条例」という。）を一部改正し、教育職員（給特条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間（給特条例第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条第1項に規定する文科指針に基づき、教育職員のサービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うこととし、同月、県立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定し、同規則において、在校等時間の上限等を定め、その他必要な事項は別に定めるものとしたところである。

については、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、同規則及び文科指針に基づき、本方針を策定し、県立学校に勤務する教育職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を行うものである。

第2 本方針の対象者

本方針は、給特条例第2条第2項に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち、県立学校に勤務する教育職員（以下単に「教育職員」という。）を対象とする。

第3 業務を行う時間の上限

(1) 本方針における「勤務時間」の考え方

教育職員は、社会の変化に伴い児童生徒等がますます多様化する中で、語彙、知識、概念がそれぞれ異なる一人一人の児童生徒等の発達の段階に応じて、指導の内容を理解させ、考えさせ、表現させるために、言語や指導方法をその場面ごとに選択しながら、適切なコミュニケーションをとって授業の実施をはじめとした教育活動に当たることが期待されている。このような教育職員の専門性や職務の特徴を踏まえ、また、教育職員が超勤4項目（給特条例第6条第2項に掲げる業務をいう。以下同じ。）以外の業務を行う時間が長時間化している実態も踏まえると、正規の勤務時間外にこうした業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握することが必要である。

このため、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とし、県教育委員会が管理すべき対象とする。具体的には、正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
- ロ 本県が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- ニ 休憩時間

(2) 上限時間の原則

県教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）第9条に規定する休日（同条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した県立学校教育職員にあっては、当該休日に代わる代休日）及び国の行事の行われる日で教育委員会が指定する日以外の日における正規の勤務時間（同条例第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。）をいう。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- イ 1箇月の時間外在校等時間の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。） 45時間
- ロ 1年間の時間外在校等時間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」

という。) 360 時間

(3) 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

県教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に時間外在校等時間に業務を行わざるを得ない場合においては、第3(2)の規定にかかわらず、教育職員の時間外在校等時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1 箇月時間外在校等時間 100 時間未満

ロ 1 年間時間外在校等時間 720 時間

ハ 1 年のうち 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 月

ニ 連続する 2 箇月、3 箇月、4 箇月、5 箇月及び 6 箇月のそれぞれの期間について、各月の 1 箇月時間外在校等時間の 1 箇月当たりの平均時間 80 時間

第 4 県教育委員会の取組み

(1) 在校等時間の把握等

教育職員が在校している時間は、パソコンの使用時間の記録等により客観的に計測することとし、校外において職務に従事している時間についても、出張復命書や部活動指導記録簿などできる限り客観的な方法により計測するものとする。また、当該計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、各県立学校において、公文書としてその管理を適切に行うとともに、5 年間保存しなければならない。

(2) 休憩時間や休日の確保等

休憩時間や休日の確保等に関する勤務時間等条例等の規定を遵守するものとする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保

教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意するものとする。

イ 時間外在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対し、教育長が別に定める「香川県立学校における過重労働に伴う保健管理医による面接指導等実施要領（以下「過重労働面接指導等実施要領」）」により、保健管理医による面接指導を実施すること。

ロ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

ハ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、教育長が別に定める過重労働面接指導等実施要領により、健康診断を実施すること。

ニ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

ホ 心身の健康問題についての相談窓口を設置すること。

ヘ 必要に応じて、保健管理医による助言・指導を受け、又は教育職員に保健管理医による保健指導を受けさせること。

(4) 本方針の実施状況の把握等

本方針を踏まえた県立学校における取組の実施状況を把握し、その状況を踏ま

え、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が本方針で定める上限時間の範囲を超えた場合には、県立学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うものとする。

(5) 県人事委員会との連携

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関し、県人事委員会の求めに応じて実施状況等について報告を行い、専門的な助言を求めるなど連携を図るものとする。

(6) 本方針の周知

本方針の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう、それらの者に対して広く本方針の周知を図るものとする。

第5 留意事項

(1) 上限時間について

校長等の学校の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本方針が、教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならず、また、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として策定されるものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであることに十分に留意しなければならない。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならない。

(2) 虚偽の記録等について

教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

(3) 持ち帰り業務について

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。